市町村民税課税者等に対する特例減額措置について

諏訪広域連合介護保険課

市町村民税課税世帯又は配偶者が課税のため負担限度額の認定が受けられない方について、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、第４段階の食費・居住費を負担した結果、もう一方の配偶者等が生活困難に陥ってしまうことがないように、特例減額措置が設けられています。

次の①～⑥の要件全てを満たし、かつ市町村に認められた方は、特例で第３段階②の認定が受けられます。（食費または居住費の一方、もしくは両方）

特例減額措置の要件

①　世帯員の数が２人以上であること（同一世帯に属していない配偶者含む）

②　介護保険施設に入所し、第４段階の食費・居住費を負担していること

③　すべての世帯員及び配偶者の年間収入（※１）から、施設の利用者負担（施設介護サービス費の１～３割の自己負担額＋食費＋居住費）の見込額（※２）を差し引いた額が８０万円以下であること

④　すべての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、有価証券等の合計額が４５０万円以下であること

⑤　すべての世帯員及び配偶者について、日常生活のために必要な資産（世帯が居住するための家屋等）以外に、利用し得る資産を所有していないこと

⑥　すべての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと

（※１）年間収入：サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額

（※２）見込額：利用者負担第４段階である場合の額を見込んだもので、食費、居住費は契約による額、１～３割の自己負担に対し高額介護サービス費が支給される場合にはそれを控除した額により、申請時に算定

通常の負担限度額認定と異なり、施設入所の場合のみ適用となります。短期入所（ショートステイ）は適用となりません。

特例減額措置を受けるには、申請が必要です。

申請に必要なもの

（１）介護保険被保険者証

（２）介護保険　負担限度額認定申請書

（３）介護保険　負担限度額認定【特例減額措置】のため収入等申告書

（４）要件に該当する事実を証する書類

・入所している、または入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載されている契約書などの写し

・源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し等（すべての世帯員及び配偶者）

・預貯金通帳の写し等（すべての世帯員及び配偶者）